

令和3年3月盛岡市議会定例会
提出発議案

令和3年3月25日提出

発議案第1号 盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則について

発議案第1号

盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月25日

提出者	盛岡市議会議員	櫻	裕	子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木	一夫	
〃	〃	田山	俊悦	
〃	〃	村上	貢一	
〃	〃	浅沼	克人	
〃	〃	加藤	麻衣	
〃	〃	藤澤	由蔵	
〃	〃	竹田	浩久	
〃	〃	中村	亨	
〃	〃	池野	直友	
〃	〃	庄子	春治	
〃	〃	神部	伸也	
〃	〃	鈴木	俊祐	

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則

盛岡市議会会議規則（昭和40年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第34条第1項中「第84条」を「第85条」に改める。

第60条第1項中「事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第83条第1項中「用い」を「用いて」に，「，請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し，押印」を「及び請願者の住所を記載し，請願者が署名又は記名押印を」に改め，同条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には，邦文を用いて，請願の趣旨，提出年月日，法人の名称及び所在地を記載し，代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第96条中「第92条の2」を「法第92条の2」に改める。

第106条第2項中「第90条第2項」を「第91条第2項」に改める。

別表中「第123条関係」を「第124条関係」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

提案理由

男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため，会議及び委員会の欠席に関する規定を整備するとともに，請願者の押印に関する規定を改めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。